平成２７年（再ロ）第２号

千葉県柏市南増尾１丁目21番28号　エクセル増尾302号

再生債務者　庭瀬　和之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月25日まで

平成27年10月28日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

北海道標津郡中標津町西14条北15丁目２番地１

再生債務者　平松　正也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月28日

釧路地方裁判所根室支部再生係

平成２７年（再ロ）第３号

鹿児島県日置市日吉町日置1230番地

再生債務者　野元　勝幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月29日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２７年（再ロ）第２号

広島市中区十日市町２丁目３番18―1103号

再生債務者　三田　大輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月28日

広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第１号

岐阜県海津市南濃町安江2314番地116

再生債務者　森本　　隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月29日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２７年（再ロ）第５号

沖縄県那覇市字国場951番地　グランドームだいわＡ－５

再生債務者　宮里　一樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月29日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（再ロ）第４号

青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字久富30番地３

再生債務者　多田　将志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月30日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１号

山口県長門市深川湯本802番地３　県営住宅湯本団地２棟104号

再生債務者　長澄　尚之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月30日　山口地方裁判所萩支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第６７号

青森県五所川原市十三琴湖岳65番地３、再生計画認可決定時の住所青森市大字戸山字赤坂268番地１県営住宅30－３－３

再生債務者　白川　友和

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成15年12月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月30日

青森地方裁判所民事部再生係

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 10 月 1 日

農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　林　　芳正

第４条第２項中「大臣官房厚生課長」を「大臣官房秘書課長（命を受けて農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第15条第４号（人事に関する特定事項に係るものに限る。）、第６号及び第７号に掲げる事務を掌理する者がある場合にあっては、その者）」に改める。

第13条第１号中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

⑴　長期組合員　次号から第５号までに規定する組合員以外の組合員

⑵　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

⑶　船員組合員　船員保険の被保険者である組合員

⑷　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

⑸　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第17条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

第26条の見出し中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に、同条中「長期給付の決定及び支払」を「厚生年金保険給付の裁定及び退職等年金給付の決定並びに支払」に改める。

第29条第１項中「第１号の２及び第４号並びに第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項若しくは第７項」を「第99条第６項若しくは第８項」に改め、同条第４項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第６条第１項及び第８条中「第52条」を「第51条」に改める。

別表中「大臣官房厚生課」を「大臣官房秘書課」に、「筑波事務所」を「筑波産学連携支援センター」に改める。

附　則（平成27年10月１日）

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

平成二十七年十月三十一日開催の甲、乙、丙及び丁の臨時総代会において、左記組合は平成二十八年三月一日をもって甲が乙、丙及び丁の権利義務一切を承継して存続し、乙、丙及び丁と合併することを決議しましたので、この決議に異議のある債権者は、平成二十七年十二月十四日までにお申し出ください。

なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、甲、乙、丙及び丁それぞれの主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年十一月十日

福島県喜多方市豊川町米室字三本杉四九八番地の一

（甲）会津いで農業協同組合

代表理事組合長　長谷川一雄

福島県南会津郡南会津町田島字行司七六八番地

（乙）会津みなみ農業協同組合

代表理事組合長　星　　安博

福島県会津若松市扇町三五番地一

（丙）あいづ農業協同組合

代表理事組合長　鹿目　光一

福島県河沼郡会津坂下町字東南町甲三九一八五番地の一

（丁）会津みどり農業協同組合

代表理事組合長　長谷川正市